2021 年 5 月 20 日

各　位

会社名　　メタウォーター株式会社
代表者名　代表取締役社長　　中村 靖
（コード番号：9551 東証第一部）
問合せ先　取締役 経営企画本部長　加藤 明
（TEL. 03-6853-7317）

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021 年 5 月 20 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）の導入を決議し、本制度に関する議案を 2021 年 6 月 22 日開催予定の第 48 期定時株主総会（以下、「本株主総会」）に付議することとしましたので、お知らせします。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主のご承認を得られることを条件とします。なお、2015 年 6 月 22 日開催の第 42 期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 5 億円以内（うち社外取締役 5 千万円以内。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 1 億 5 千万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 150,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割［当社の普通株式の無償割当てを含みます。］又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬等諮問委員会への諮問を経た上で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

本制度に関する議案を本株主総会にて承認いただいた場合には、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員等に対しても、本制度と同様の制度を導入する予定です。

以　上